

## 第79回

## 定時株主総会招集ご通知

2020年4月1日～2021年3月31日

## 日時

2021年6月18日（金曜日）午前10時

（受付開始時刻：午前9時）

## 場所

東京都豊島区西池袋一丁目6番1号  
ホテルメトロポリタン4階「桜」の間

（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

## お願い

株主の皆さまにおかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止にご配慮いただきまして、株主総会当日のご来場はできるだけお控えいただき、議決権は事前に郵送またはインターネットによりご行使くださいますようお願い申し上げます。なお、株主総会当日のお土産のご用意はございません。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

## 目次

■ 第79回定時株主総会招集ご通知……………	1
■ 株主総会参考書類……………	5
<b>第1号議案</b> 剰余金処分の件	
<b>第2号議案</b> 取締役（監査等委員であるものを除く。）6名選任の件	
<b>第3号議案</b> 監査等委員である取締役4名選任の件	
<b>第4号議案</b> 取締役（監査等委員であるもの及びそれ以外の取締役のうち社外取締役であるものを除く。）に対する報酬等としての株式報酬型ストックオプション（新株予約権）を付与する件	
（提供書面）	
■ 事業報告……………	18
■ 連結計算書類……………	39
■ 計算書類……………	53
■ 監査報告書……………	65

株 主 各 位

埼玉県入間郡三芳町大字竹間沢283番地1

株式会社 T & K T O K A

代表取締役社長 増 田 至 克

## 第79回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第79回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本年は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会へのご来場を見合わせていただき、書面または電磁的方法（インターネット）による議決権行使をお願い申し上げます。後記の株主総会参考書類をご検討いただき、後述の「議決権行使についてのご案内」に従って2021年6月17日（木曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 **2021年6月18日（金曜日）午前10時**  
(受付開始時刻は午前9時を予定しております。)
2. 場 所 東京都豊島区西池袋一丁目6番1号  
**ホテルメトロポリタン 4階「桜」の間**  
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
  - 報告事項
    1. 第79期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
    2. 第79期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件
  - 決議事項
    - 第1号議案 剰余金処分の件
    - 第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）6名選任の件
    - 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
    - 第4号議案 取締役（監査等委員であるもの及びそれ以外の取締役のうち社外取締役であるものを除く。）に対する報酬等としての株式報酬型ストックオプション（新株予約権）を付与する件

以 上

## 新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

### 株主の皆様へのお願い

- 株主総会会場においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のための措置を講じますが、株主の皆様におかれましては、株主総会当日のご来場はできるだけお控えいただき、議決権は事前に郵送または電磁的方法（インターネット）によりご行使くださいますようお願い申し上げます。

### ご来場される場合のお願い

- 感染予防のため会場内は座席の間隔を広げ、座席数を減らし運営を行います。そのため、座席数の関係上、ご入場をお断りさせていただく場合がございますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- 開催日当日の感染状況やご自身の体調をお確かめの上、マスク着用等の感染防止にご配慮いただきますようお願い申し上げます。
- 当日は、受付前に検温を実施いたします。なお、会場内でのマスク着用等の感染防止にご協力いただけない方、体調不良と思われる方は、感染拡大防止の観点からご入場をお断りさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- 新型コロナウイルス感染拡大の状況次第では、やむなく会場や開催時期が変更されることがありえます。新型コロナウイルスへの新たな対応その他変更がある場合には、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。必ず下記URLをご確認いただきますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.tk-toka.co.jp>

- 
1. 当日ご出席の際は、資源節約のため、本「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
  2. 議決権の代理行使をされる場合は、議決権を有する株主の方1名に限り、代理人として株主総会にご出席いただけます。この場合、委任した株主様の署名または記名押印のある委任状等代理権を証明する書類を会場受付へご提出ください。
  3. 本株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。（アドレス <https://www.tk-toka.co.jp>）

# 議決権行使についてのご案内

当社では、書面（議決権行使書用紙）または電磁的方法（インターネット）により議決権をご行使いただくことができますので、ご案内申し上げます。

当日ご出席の場合は、書面または電磁的方法による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

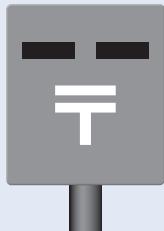


## 株主総会への出席による議決権の行使

株主総会日時 2021年6月18日（金曜日）午前10時開催

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、**会場受付にご提出**ください。

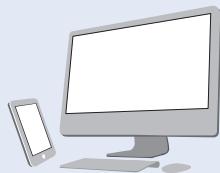
議決権の代理行使をされる場合は、議決権を有する株主の方1名に限り、代理人として株主総会にご出席いただけます。この場合、委任した株主様の署名または記名押印のある委任状等代理権を証明する書類を会場受付へご提出ください。



## 書面（議決権行使書用紙）による議決権の行使

行使期限 2021年6月17日（木曜日）午後5時必着

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、行使期間に到着するようご返送ください。なお、各議案につきまして賛否のご表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。



## インターネットによる議決権の行使

行使期限 2021年6月17日（木曜日）午後5時まで

インターネットによる議決権の行使の詳細につきましては次頁をご参照ください。



## 「スマート行使」について

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をお読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。

機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

## インターネットによる議決権行使のご案内

### 1. 「スマート行使」による方法

- (1) 同封の議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォンにてお読み取りいただき、「スマート行使」へアクセスした上で、画面の案内に従って行使内容をご入力ください（ID・パスワードのご入力は不要です）。
- (2) 「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。

### 2. ID・パスワード入力による方法

- (1) 「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインの上、画面の案内に従って行使内容をご入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- (2) パスワード（株主様に変更されたものを含みます。）は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (3) パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを弊社よりお尋ねすることはございません。
- (4) パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内にしたがってお手続きください。

### 3. ご注意

- (1) 行使期限は2021年6月17日（木曜日）午後5時までであり、同時刻までにご入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
- (2) 「スマート行使」による議決権行使後に行使内容を修正したい場合は、お手数ですが上記2. に記載の方法でご修正いただきますようお願い申し上げます。
- (3) 郵送による議決権行使とインターネットによる議決権行使を重複された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにより複数回行使された場合は、最後に行使されたものを有効とします。
- (4) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。
- (5) インターネットによる議決権行使は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

### 4. お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**までお問い合わせください。

【「スマート行使」「議決権行使ウェブサイト」の操作方法等に関するお問い合わせ先】

フリーダイヤル **0120-768-524**（平日 9:00～21:00）

（注）「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、配当につきましては長期的・安定的な配当を維持し、業績に応じた利益還元をしていくことを基本方針とし、連結配当性向30%以上を実施していく予定としております。

今後の事業展開等を勘案して当事業年度の期末配当につきましては、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金10円といたしたいと存じます。この場合の配当総額は225,052,860円となります。なお、2020年12月に中間配当として1株につき金5円をお支払いしておりますので、通期では1株につき金15円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2021年6月21日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。）全員（6名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員であるものを除く。）6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者は、次のとおりであります。

### 【候補者一覧】

候補者 番号	氏名	現在の地位	取締役会 出席状況
1 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span>	ます だ よし かつ 増 田 至 克	代表取締役社長	100 % (15回／15回)
2 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span>	よし むら あきら 吉 村 彰	常務取締役	100% (15回／15回)
3 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span>	なか ま かず ひこ 中 間 和 彦	取締役	100% (15回／15回)
4 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span>	くり もと りゅう いち 栗 本 隆 一	取締役	100% (15回／15回)
5 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新任</span>	たか み ざわ あき ひろ 高見沢昭裕		(注)
6 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span> <span style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px;">社外</span>	いそ がい こう た 磯 貝 厚 太	取締役	100% (15回／15回)

(注) 現在取締役でないため、該当事項はありません。

候補者  
番号

1

ます だ よし かつ  
増 田 至 克

再任

生年月日

1968年11月26日生

取締役会への出席回数

15回/15回

所有する当社の株式数

604,270株

略歴、当社における地位、担当

1996年 3月 当社入社

2004年 4月 管理本部本部長

2004年 6月 取締役管理本部本部長

2006年 6月 常務取締役管理本部本部長兼品質保証室室長

2007年 6月 代表取締役社長（現任）

取締役候補者とした理由

増田至克氏は、長年にわたり当社及びグループ会社の経営に携わるとともに、当社グループの事業拡大や、今後の成長に必要な基盤整備を進めるなど、豊富な経験と実績を有しています。2007年6月より代表取締役社長として当社の経営を担っており、引き続き、知見を生かし取締役会の意思決定、監督機能を強化することが期待されるため、取締役候補者といいたしました。

候補者  
番号

2

よし むら あきら  
吉 村 彰

再任

生年月日

1955年7月13日生

取締役会への出席回数

15回/15回

所有する当社の株式数

6,100株

略歴、当社における地位、担当

1978年 3月 当社入社

2003年 7月 生産本部生産部部长

2007年 6月 取締役生産部部长

2009年 6月 取締役生産部部长

2014年 6月 常務取締役生産本部本部長

2020年10月 常務取締役、微分散品統括部・機能性樹脂統括部・滋賀事業所管掌（現任）

取締役候補者とした理由

吉村彰氏は、入社以来、長年にわたり研究開発及び製造関連業務に携わり、株式会社チマニートオカ取締役を務め、当社取締役就任の後は生産本部本部長、2020年10月からは微分散品統括部・機能性樹脂統括部を管掌する取締役として、当社グループの企業価値の向上に貢献しております。引き続き、豊富な職務経験を生かし取締役会の意思決定、監督機能を強化することが期待されるため、取締役候補者といいたしました。

候補者  
番号

3

なか ま かず ひこ  
中間和彦

再任

## 生年月日

1967年2月14日生

## 取締役会への出席回数

15回/15回

## 所有する当社の株式数

8,910株

## 略歴、当社における地位、担当

1989年4月 当社入社  
 2007年1月 杭華油墨化学有限公司（現 杭華油墨股份有限公司）技術総監  
 2011年4月 技術本部研究第一グループチーフリーダー  
 2015年6月 取締役技術本部研究第一グループチーフリーダー  
 2017年6月 取締役技術本部本部長兼研究第一グループチーフリーダー  
 2018年4月 取締役技術本部本部長  
 2020年10月 取締役インキ事業統括本部統括本部長（現任）

## 取締役候補者とした理由

中間和彦氏は、入社以来、長年にわたり研究開発業務に携わり、杭華油墨化学有限公司（現 杭華油墨股份有限公司）技術総監を務め、取締役就任の後は技術本部本部長、2020年10月からはインキ事業統括本部統括本部長として企業価値の向上に貢献しております。引き続き、豊富な職務経験を生かし取締役会の意思決定機能を強化することが期待されるため、取締役候補者としていたしました。

候補者  
番号

4

くり もと りゅう いち  
栗本隆一

再任

## 生年月日

1964年3月20日生

## 取締役会への出席回数

15回/15回

## 所有する当社の株式数

7,234株

## 略歴、当社における地位、担当

1987年4月 当社入社  
 2007年4月 東京支店支店長  
 2010年7月 東華油墨国際（香港）有限公司総経理  
 2014年6月 取締役営業本部本部長  
 2017年4月 取締役営業本部本部長兼営業二部部长  
 2020年6月 取締役営業本部本部長  
 2020年8月 取締役海外事業統括部部長  
 2020年10月 取締役海外インキ営業統括部統括部長兼海外グループ管理部部長  
 2021年4月 取締役インキ事業統括本部統括副本部長（現任）

## 重要な兼職の状況

2016年5月 東華油墨国際（香港）有限公司董事長  
 2020年8月 トオカ（タイランド）株式会社取締役社長

## 取締役候補者とした理由

栗本隆一氏は、入社以来、長年にわたり営業業務に携わり、東京支店支店長、東華油墨国際（香港）有限公司総経理を務め、当社取締役就任の後は営業本部長、2020年10月からは海外インキ営業統括部統括部長、2021年4月よりインキ事業統括本部統括副本部長として企業価値の向上に貢献しております。引き続き、豊富な職務経験を生かし取締役会の意思決定機能を強化することが期待されるため、取締役候補者としていたしました。

候補者  
番号

5

たか み ざわ あき ひろ

高見沢 昭裕

新任

生年月日

1970年2月24日生

所有する当社の株式数

2,573株

略歴、当社における地位、担当

1994年9月 当社入社

2008年3月 杭華油墨化学有限公司（現 杭華油墨股份有限公司）総経理

2021年4月 インキ事業統括本部海外インキ営業統括部統括部長（現任）

取締役候補者とした理由

高見沢昭裕氏は、入社以来、長年にわたり海外業務に携わり、杭華油墨化学有限公司（現 杭華油墨股份有限公司）総経理を務め、事業拡大や経営の基盤の整備においてリーダーシップを発揮しました。2021年4月より海外インキ営業統括部統括部長として企業価値の向上に貢献しており、今後は豊富な職務経験を生かし、取締役会の意思決定機能を強化することが期待されるため、取締役候補者としていたしました。

候補者  
番号

6

いそ がい こう た

磯貝 厚太

再任

社外

生年月日

1982年4月1日生

取締役会への出席回数

15回/15回

所有する当社の株式数

0株

社外取締役在任年数

（本総会終結時）

2年

略歴、当社における地位、担当

2005年10月 デロイト&トウシュLLP（米国）入所（2009年8月退職）

2009年11月 プライスウォーターハウスコーパース株式会社（現 PwC  
アドバイザリー合同会社）入社（2013年8月退職）

2015年7月 ダルトン・インベストメンツ・グループ入社

2017年4月 ダルトン・アドバイザリー株式会社 Vice President（現任）

2019年6月 当社取締役（現任）

重要な兼職の状況

2017年4月 ダルトン・アドバイザリー株式会社 Vice President

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

磯貝厚太氏は、当社株主である投資顧問会社のダルトン・インベストメンツLLC（米国カリフォルニア）の子会社であるダルトン・アドバイザリー株式会社に勤務しております。引き続き、当社株主として企業価値向上の利益を共有するダルトン・インベストメンツ・グループから社外取締役を受け入れることにより、当社のコーポレート・ガバナンス体制の更なる強化が期待されるため、社外取締役候補者としていたしました。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 磯貝厚太氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、取締役磯貝厚太氏と会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。同氏の再任が承認された場合は、上記の責任限定契約を継続する予定であります。
4. 当社は、改正会社法（2021年3月1日施行）第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、今後2021年12月に当該契約を更新する予定であります。当該保険契約は、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった訴訟費用及び損害賠償金等の填補を対象としており、その他の内容につきましては、事業報告（30ページを参照）に記載のとおりであります。各候補者が再任または選任された場合には、候補者各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
5. 監査等委員会の取締役候補者の選任についての意見の概要は以下のとおりであります。監査等委員会は、各取締役候補者について、当事業年度における業務執行状況及び業績、あるいは見識、経験、能力等の観点から当社の取締役として適任であると判断いたしました。

### 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役全員（4名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

#### 【候補者一覧】

候補者 番号	氏名	現在の地位	取締役会 出席状況	監査等委員会 出席状況
1	再任 社外 独立役員 きだ たか とし 木田卓寿	取締役	100 % (15回/15回)	100 % (16回/16回)
2	再任 社外 独立役員 おお たか けん じ 大高健司	取締役	100 % (15回/15回)	100 % (16回/16回)
3	再任 社外 独立役員 の ぐち さと し 野口郷司	取締役	100 % (15回/15回)	100 % (16回/16回)
4	再任 社外 独立役員 はなぶさ こう いち 英公一	取締役	100 % (15回/15回)	100 % (16回/16回)

候補者  
番号

1

き だ たか とし  
木 田 卓 寿

再 任 社 外

独立役員

生年月日

1956年6月30日生

取締役会への出席回数

15回/15回

監査等委員会への出席回数

16回/16回

所有する当社の株式数

0株

社外取締役在任年数

(本總會終結時)

7年

略歴、当社における地位、担当

1989年4月 東京弁護士会弁護士登録  
2005年4月 司法研修所刑事弁護教官(2008年3月退任)  
2009年6月 新司法試験考査委員(刑法)(2010年5月退任)  
2011年4月 池袋総合法律事務所代表弁護士(現任)  
2013年4月 東京弁護士会副会長(2014年3月退任)  
2014年6月 当社取締役(現任)

重要な兼職の状況

2011年4月 池袋総合法律事務所代表弁護士

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

木田卓寿氏は、2014年6月より当社社外取締役を務め、法律家としての専門的知見・経験と経営から独立した視点が、当社の経営の監督ならびにコーポレート・ガバナンス強化に活かされ、経営の透明性、健全性の確保を通じて企業価値の向上に貢献しております。過去に社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、これまでの実績を鑑み、引き続き、取締役会の監督機能を強化することが期待されるため、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

候補者  
番号

2

おお たか けん じ  
大 高 健 司

再 任 社 外

独立役員

生年月日

1952年5月12日生

取締役会への出席回数

15回/15回

監査等委員会への出席回数

16回/16回

所有する当社の株式数

0株

社外取締役在任年数

(本總會終結時)

6年

略歴、当社における地位、担当

1999年4月 ホンダカーズフィリピン社長(2002年9月退任)  
2002年10月 ホンダプロスペクトモーター(インドネシア)社長  
(2007年3月退任)  
2007年4月 ホンダオートモビルタイランド社長(2009年3月退任)  
2009年4月 株式会社ホンダカーズ愛知副社長  
2010年4月 同社社長  
2014年4月 同社相談役(2014年5月退任)  
2014年8月 株式会社ホンダコンサルティング エグゼクティブコンサル  
タント(2017年4月退任)  
2015年6月 当社取締役(現任)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

大高健司氏は、2015年6月より当社社外取締役を務め、国際的な大企業のグループ会社経営者として豊富な経験と、高い見識によりグローバルな視点を当社の経営に反映させるとともに、独立した立場で監督し、企業価値の向上に貢献しております。この実績を鑑み、引き続き、取締役会の機能を強化することが期待されるため、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

候補者  
番号  
3

の ぐち さと し  
野 口 郷 司

再任 社外

独立役員

生年月日

1952年7月14日生

取締役会への出席回数

15回／15回

監査等委員会への出席回数

16回／16回

所有する当社の株式数

0株

社外取締役在任年数

(本総会終結時)

4年

略歴、当社における地位、担当

1977年4月 株式会社日本長期信用銀行入行  
1998年10月 株式会社新生銀行名古屋支店長  
2004年10月 株式会社アプラスに出向、同社執行役員  
2005年2月 同社CFO取締役常務執行役員  
2008年10月 株式会社新生銀行を退職、株式会社アプラスCFO取締役常務執行役員  
2011年4月 株式会社アプラスフィナンシャルCEO代表取締役社長執行役員  
2016年6月 同社相談役（2017年6月退任）  
2017年6月 当社取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

野口郷司氏は、2017年6月より当社社外取締役を務め、金融人、経営者として豊富な知識と経験が当社の経営の監督機能、意思決定機能を強化することに活かされ、経営の透明性、健全性の確保を通じて企業価値の向上に貢献しております。この実績を鑑み、引き続き、取締役会の機能を強化することが期待されるため、監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。

候補者  
番号  
4

はなぶさ こう いち  
英 公 一

再任 社外

独立役員

生年月日

1958年7月9日生

取締役会への出席回数

15回／15回

監査等委員会への出席回数

16回／16回

所有する当社の株式数

0株

社外取締役在任年数

(本総会終結時)

1年11ヶ月

略歴、当社における地位、担当

1981年10月 アーンスト・アンド・ウィニー公認会計士共同事務所（現 EY新日本有限責任監査法人）入所  
2003年7月 新日本監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）代表社員  
2008年10月 新日本有限責任監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）金融部門長  
2010年8月 同法人常務理事  
2012年8月 同法人経営専務理事、監査業務本部長、金融事業部長  
2014年7月 同法人理事長（2016年1月理事長退任、同年6月同法人退職）  
2016年7月 英公認会計士事務所公認会計士（現任）  
2019年7月 当社取締役（現任）

重要な兼職の状況

2014年7月 損害保険契約者保護機構監事  
2016年7月 英公認会計士事務所公認会計士

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

英公一氏は、2019年7月より当社社外取締役を務め、公認会計士としての企業会計等に関する専門的知識と豊富な経験が当社の経営及び監査・監督機能に活かされ、取締役会の監督機能や意思決定機能の強化に貢献しております。過去に社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、これまでの実績を鑑み、引き続き、取締役会の機能を強化することが期待されるため、監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 木田卓寿氏、大高健司氏、野口郷司氏及び英公一氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、木田卓寿氏、大高健司氏、野口郷司氏及び英公一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、各氏が選任された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。
4. 当社は、木田卓寿氏、大高健司氏、野口郷司氏及び英公一氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。  
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。木田卓寿氏、大高健司氏、野口郷司氏及び英公一氏の再任が承認された場合は、上記の責任限定契約を継続する予定であります。
5. 当社は、改正会社法（2021年3月1日施行）第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、今後2021年12月に当該契約を更新する予定であります。当該保険契約は、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった訴訟費用及び損害賠償金等の填補を対象としており、その他の内容につきましては、事業報告（30ページを参照）に記載のとおりであります。各候補者が再任された場合には、候補者各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

(ご参考)

**【取締役の選任に関する方針と手続】**

当社は、取締役候補の選任を行うに当たっては、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する、当社の取締役として相応しい優れた人格、識見、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者を指名しています。

社外取締役を含む指名諮問委員会における公正、透明かつ厳格な審査及び勧告を経た上で、取締役会で決定されます。

**【独立役員選任基準】**

1. 当社の一般株主との間に利益相反を生じるおそれのない独立役員であるためには、以下のいずれにも該当する者でなければならない。
  - (1) 過去3年間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社をいう、以下同じ）の業務執行者等（取締役、監査役または従業員をいう、以下同じ）でないこと
  - (2) 過去3年間において、近親者（配偶者、2親等以内の親族若しくは同居の親族）が当社グループの業務執行者等でないこと
  - (3) 過去3年間において、当社の大株主（総議決権の10%以上の株式を保有する者）またはその業務執行者等でないこと
  - (4) 過去3年間において、当社グループの主要な取引先（当社グループとの取引において、支払額または受取額が当社グループまたは取引先グループの連結売上高の2%以上を占めている企業）の業務執行者等でないこと
  - (5) 過去3年間において、当社グループの会計監査人の社員等でないこと
  - (6) 過去3年間において、当社グループから役員報酬以外に、専門的な助言やサービスなどに対して年間あたり1,000万円を超える金銭その他財産上の利益を受領している弁護士、公認会計士または税理士その他コンサルタント等専門的サービスを提供している者でないこと
  - (7) 過去3年間において、当社グループとの間で、取締役、執行役または執行役員を相互に派遣していないこと
  - (8) 過去3年間において、当社グループから年間あたり1,000万円以上の寄付、融資、債務保証を受けていないこと
  - (9) 過去3年間において、当社の連結総資産の5%を超える借入先及びその関係会社の取締役、執行役、執行役員等重要な業務執行者等でないこと
  - (10) その他重要な利害関係が当社グループとの間で存在しないこと
2. 当社において、現在独立役員の地位にある者が、独立役員として再任されるためには、通算の在任期間が8年間を超えないことを要する。

【第2・3号議案をご承認いただいた場合の役員体制】

当社の取締役が有している能力・経験は以下のとおりです。

氏名	特に専門性を発揮できる分野							指名諮問委員会	報酬諮問委員会
	ESG・経営戦略	法務・コンプライアンス	生産・研究開発	事業戦略・マーケティング	財務・会計	人事・労務・人材開発	国際ビジネス		
取締役 (監査等委員であるものを除く。)	増田 至克	●						●	●
	吉村 彰			●				●	
	中間 和彦			●				●	
	栗本 隆一				●			●	
	高見沢 昭裕	●			●			●	
	磯貝 厚太	●						●	
監査等委員である取締役	木田 卓寿		●					●	
	大高 健司	●			●			●	●
	野口 郷司	●				●		●	
	英 公一	●	●			●			●

#### 第4号議案 取締役（監査等委員であるもの及びそれ以外の取締役のうち社外取締役であるものを除く。）に対する報酬等としての株式報酬型ストックオプション（新株予約権）を付与する件

当社は、2017年6月22日開催の第75回定時株主総会において、取締役（監査等委員であるもの及びそれ以外の取締役のうち社外取締役であるものを除く。以下、本議案において、断りがない限り同じとする）の報酬等として、株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額を「年額75百万円」を上限として設ける旨、決議いただき今日に至っております。

今般、取締役の報酬等の内容の決定手続等に関する透明性を向上させるとともに株式会社が業績等に連動した報酬等を適正かつ円滑に取締役に付与することができるようにするために改正された会社法の定めにより、取締役の報酬としてご承認いただいている新株予約権の内容に新たな内容及び変更を加え、下記の通り新株予約権を割り当てることといたしたいと存じます。

本新株予約権の付与は、中長期的な業績と企業価値の向上に対するインセンティブ及び株主利益との連動を高めることを目的としているため、取締役の報酬として相当なものであると判断しております。

なお、第2号議案「取締役（監査等委員であるものを除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本議案の決議に基づく株式報酬型ストックオプションの付与の対象となる取締役は5名となります。各取締役への新株予約権発行時期及び配分等につきましては取締役会にご一任願いたいと存じます。

取締役（監査等委員であるもの及びそれ以外の取締役のうち社外取締役であるものを除く。）に報酬として発行する新株予約権の内容は次のとおりであります。

##### 【新株予約権の内容】

(1) 新株予約権の割当て対象者

当社の取締役

(2) 報酬等の額及び新株予約権の数の上限

年額75百万円を上限といたします（新株予約権の割当て日においてブラック・ショールズモデル等により算出した公正価額を使用）。

300個を各事業年度毎に係る株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限といたします。ただし、本総会終結の日以後において、下記②に定める場合に該当する場合には、同様の調整を行うものといたします。

(3) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は200株といたします。なお、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等を行う場合で付与株式数の調整を行うことが適切なときには、次の算式により付与株式数を調整するものといたします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものといたします。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割、株式無償割当てまたは株式併合の比率

また、当社が吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当社は、合併比率等に応じ必要と認める付与株式数の調整を行うことができるものといたします。

(4) 新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しないものといたします。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

取締役の報酬等として新株予約権を発行するものであり、新株予約権の行使に際してする金銭の払込みまたは金銭以外の財産の給付を要しないものといたします。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内の範囲で当社取締役会が定める期間といたします。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）以外の者は、新株予約権を行使することはできないものといたします。

新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間に限って、新株予約権を行使できるものといたします。

(8) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得について、当社取締役会の承認を要するものといたします。

(9) 新株予約権の取得条項

以下の①、②、③、④または⑤のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会の決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができるものといたします。

① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

② 当社が分割会社となる分割契約もしくは新設分割計画承認の議案

③ 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤ 募集新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款変更承認の議案

(10) 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取り決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものといたします。

以 上

(提供書面)

## 事業報告 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度の当社グループを取り巻く経済環境は、わが国経済は新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いております。また、アジア地域におきましては、中国では景気は緩やかに回復しており、その他アジア地域では景気は厳しい状況にあります。下げ止まっております。北米地域におきましては、景気は依然として厳しい状況にありますが、持ち直しの動きがみられております。ヨーロッパ地域におきましては、ユーロ圏では、景気は依然として厳しい状況にあるなかで、新型コロナウイルス感染症の再拡大の影響により、経済活動が抑制されており、景気は弱い動きとなっております。

印刷インキの需要先であります印刷業界におきましては、感染症による経済活動の制限により、その影響は引き続き商業印刷に大きく及んでおりますが、パッケージ印刷については内需向け食品や医薬品関連の需要が堅調に推移しました。

特殊UVインキに関連する液晶ディスプレイ関連市場は、在宅需要から液晶モニターやノートPC、液晶テレビなどのニーズが拡大し、パネル市況が回復したことから堅調に推移しました。

このような経営環境の中で、当社の企業理念でありますT&K (Technology and Kindness=技術と真心) の精神に則り、ユーザーニーズに耳を傾け、ユーザーに真に役立つ製品の開発・供給に注力し、よりきめ細かいサービスに努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は、422億5百万円 (前年同期比12.5%減) となりました。利益面におきましては、営業利益は1億98百万円 (前年同期比63.6%減)、経常利益は10億88百万円 (前年同期比15.9%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は、固定資産売却益5億36百万円、持分法適用関連会社である杭華油墨股份有限公司の第三者割当増資に伴う持分変動利益2億95百万円の計上等により13億23百万円 (前年同期比735.1%増) となりました。

売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属する当期純利益
42,205百万円 前年同期比12.5%減	198百万円 前年同期比63.6%減	1,088百万円 前年同期比15.9%減	1,323百万円 前年同期比735.1%増

セグメント別の業績は次のとおりであります。

なお、セグメント別の売上高及び営業利益はセグメント間の内部取引消去前の金額によっております。

(イ) 印刷インキ

商業印刷市場が大幅に縮小し、平版インキ及びUVインキの販売が減少したことにより、売上高は422億円（前年同期比12.5%減）となりました。また、販売費及び一般管理費は減少したものの、売上高減少の影響によりセグメント利益（営業利益）は1億90百万円（前年同期比64.1%減）となりました。

(ロ) その他

売上高は29百万円（前年同期比31.3%減）、セグメント利益（営業利益）は3百万円（前年同期比51.6%減）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は、16億69百万円でした。その主なものは、埼玉工場生産設備2億97百万円及び浙江迪克東華精細化工有限公司の工場建設等10億55百万円であります。

③ 資金調達の状況

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と総額50億円の貸出コミットメント契約を締結しております。なお、当期末において、当該契約に基づく実行残高は31億円であります。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は、2020年12月31日付で、当社の100%子会社である株式会社北陸印刷資材センターを消滅会社とする吸収合併を行いました。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 財産及び損益の状況

当連結会計年度ならびに過去3期の財産及び損益の状況の推移は、次のとおりであります。

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第76期 (2018年3月期)	第77期 (2019年3月期)	第78期 (2020年3月期)	第79期 (当連結会計年度) (2021年3月期)
売上高 (百万円)	47,942	49,638	48,217	42,205
営業利益 (百万円)	1,911	368	546	198
経常利益 (百万円)	2,659	1,095	1,293	1,088
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	2,047	627	158	1,323
1株当たり当期純利益 (円)	87.16	26.71	6.74	58.39
総資産 (百万円)	66,675	65,888	67,950	67,435
純資産 (百万円)	45,420	44,293	42,957	44,743

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき、算出しております。  
 2. 第76期の親会社株主に帰属する当期純利益は、前連結会計年度に固定資産売却益10億80百万円を計上したことにより減益となっております。  
 3. 第77期の親会社株主に帰属する当期純利益は、中国の環境規制強化による化学品の供給量減少等の影響で原材料価格が上昇したこと等により減益となっております。  
 4. 第78期の親会社株主に帰属する当期純利益は、減損損失8億31百万円を計上したことにより減益となっております。  
 5. 第79期の親会社株主に帰属する当期純利益は、固定資産売却益5億36百万円、持分法適用関連会社である杭華油墨股份有限公司の第三者割当増資に伴う持分変動利益2億95百万円の計上等により増益となっております。

■ 売上高 (単位：百万円)



■ 営業利益 (単位：百万円)



■ 経常利益 (単位：百万円)



■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



■ 1株当たり当期純利益 (単位：円)



■ 総資産／純資産 (単位：百万円)



## ② 当社の財産及び損益の状況

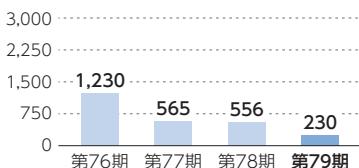
区 分	第76期 (2018年3月期)	第77期 (2019年3月期)	第78期 (2020年3月期)	第79期 (当事業年度) (2021年3月期)
売上高 (百万円)	40,513	40,989	38,949	34,263
営業利益 (百万円)	1,230	565	556	230
経常利益または 経常損失 (△) (百万円)	1,743	877	△386	1,310
当期純利益または 当期純損失 (△) (百万円)	1,354	642	△925	935
1株当たり当期純利益または1株 当たり当期純損失 (△) (円)	57.67	27.33	△39.37	41.29
総資産 (百万円)	51,626	52,055	53,718	51,929
純資産 (百万円)	34,609	34,123	32,170	32,349

- (注) 1. 1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式数に基づき、算出しております。  
 2. 第76期の当期純利益は、前事業年度に固定資産売却益10億75百万円を計上したことにより減益となっております。  
 3. 第77期の当期純利益は、中国の環境規制強化による化学品の供給量減少等の影響で原材料価格が上昇したこと等により減益となっております。  
 4. 第78期の当期純損失は、前事業年度より受取利息及び配当金が5億29百万円増加したこと、関係会社株式売却益2億39百万円を計上したものの、貸倒引当金繰入額16億26百万円、関係会社株式評価損5億10百万円を計上したことにより減益となっております。  
 5. 第79期の当期純利益は、受取利息及び配当金10億51百万円、補助金収入1億35百万円を計上したことにより増益となっております。

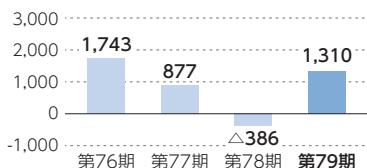
■ 売上高 (単位: 百万円)



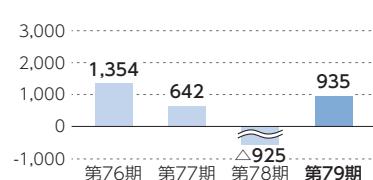
■ 営業利益 (単位: 百万円)



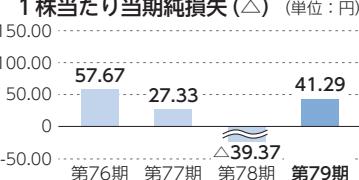
■ 経常利益又は経常損失 (△) (単位: 百万円)



■ 当期純利益又は当期純損失 (△) (単位: 百万円)



■ 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (単位: 円)



■ 総資産／純資産 (単位: 百万円)



### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
東北東華色素株式会社	40百万円	100.0%	各種印刷用インキの製造販売
東華油墨国際（香港）有限公司	61百万香港ドル	100.0%	各種印刷用インキの製造販売
韓国特殊インキ工業株式会社	1,132百万ウォン	100.0%	各種印刷用インキの製造販売
株式会社チマニートオカ	112,968百万ルピア	72.6%	各種印刷用インキの製造販売
トオカ（タイランド）株式会社	2百万バーツ	49.0%	各種印刷用インキの製造販売
Royal Dutch Printing Ink Factories Van Son B.V.	195千ユーロ	100.0%	各種印刷用インキの製造販売
Van Son Holland Ink Corporation of America	0千米ドル	－% (100.0%)	各種印刷用インキの製造販売
浙江迪克東華精細化工有限公司	134百万元	100.0%	ファインケミカル製品の製造販売
T&K TOKA U.S.A., INC.	3,200千米ドル	100.0%	各種印刷用インキの販売
Midwest Ink Co.	50千米ドル	－% (100.0%)	各種印刷用インキの製造販売

(注) 1. ( )内の数字は、間接所有持分であります。

2. 当社は、2020年12月31日付にて株式会社北陸印刷資材センターを吸収合併いたしました。

3. 2021年2月26日付にてミヨシ産業株式会社は、清算終了いたしました。

#### ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社に該当する子会社はありません。

#### (4) 対処すべき課題

##### ① 前中期経営計画の総括

2017年11月に公表した前中期経営計画「With You toward 2020」の総括は次の通りです。

##### (イ) 定量目標の達成状況

北米地域における事業伸長は順調に進んだものの、日本やアジア地域のオフセットインキが低調に推移したことや、特殊UVインキの開発遅延への対応の遅れなどに加え、2020年初頭からの新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大の影響により需要先である商業印刷市場が大幅に縮小した結果、連結売上高は目標値550億円（2019年5月発表の修正値）に対し422億5百万円に止まり、達成できませんでした。

##### (ロ) 前中期経営計画の成果

##### (a) グローバル展開の加速

前中期経営計画期間における2つの重点展開地域（北米、欧州）のうち、特に北米地域においては、T&K TOKA U.S.A., INC.の設立やVan Son Holland Ink Corporation of Americaの販売網の活用によって一般UVインキ及び高感度UVインキの拡販が進みました。

##### (b) 付加価値訴求の強力推進

前中期経営計画期間における2つの付加価値訴求製品（高感度UVインキ、パウダーレス枚葉インキ）のうち、高感度UVインキについては北米及び欧州地域において製品性能が高く評価され、拡販が進みました。両地域はUVインキの市場規模も大きく、当社グループの付加価値訴求製品の成長余地も大きいと見ており、地域毎の要求特性により合致した製品を投入することで、更なる拡販を進めて参ります。

##### (c) コスト削減・効率化の追求

生産・技術部門が一体となって生産コストのトータルコストダウンに取り組んだ結果、新型コロナウイルス感染症の影響が軽微であったグラビアインキ等のパッケージ印刷市場向けの製品群、特殊UVインキ等の液晶ディスプレイ関連及び光ファイバ関連の製品群ならびに硬化剤等の機能性樹脂製品の生産能率は目標値を達成しました。一方、オフセットインキ及びUVインキ等の商業印刷市場向けの製品群の生産能率は、製造・販売量の減少の影響により目標値の達成に至りませんでした。

業務コストの削減については、Web-EDIの採用数の増加やRPAの導入促進、製品ストックポイントの統廃合などにより、目標値を達成いたしました。

原材料コストの削減については、原材料価格の上昇及び新たな環境規制に対応するための設計コストの上昇等により、目標値の達成に至りませんでした。

研究開発及び生産体制の強化については、グループ内研究機能の相互共有が具体的に進捗し、海外グループ会社と本社研究開発部門との共同した取組みにより、性能とコストのバランスをこれまでにない高水準で実現した戦略製品の市場投入が開始されましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、展開地域の拡大に遅れが生じています。

## ② 2022年3月期における取り組み

### (イ) 経営理念、2030年ビジョン、経営の基本方針の制定

当社は、経営理念、2030年ビジョン、経営の基本方針を2021年1月1日付で以下の通り制定しました。当社は1991年1月に「東華色素化学工業株式会社」から「株式会社T&K TOKA」に社名を変更しましたが、これは創業以来のモットーである「Technology and Kindness：技術と真心」の頭文字を取って命名されたものです。この社名変更から30年が経過し、人の入れ替わりやさまざまな環境変化がある中で、あらためて当社が何を目指しているのか、自分たち役職員は何をやるべきかを明確にし方向性を共有するため、当社が経営を通じて果たすべき使命と目指す姿、基本方針を定義しました。当社は新たな経営理念の下、企業精神の象徴である「Technology and Kindness」をグループ一丸となって推し進めて参ります。

## コーポレート・スローガン **Technology and Kindness**

### 経営理念

「独自のテクノロジー」で「お客様にとって真によいもの」を提供し、社会に貢献する

### 2030年ビジョン

個人と組織が共に成長し、社会から信頼されるグローバル企業となる

### 経営の基本方針

1. お客様起点で考え行動し、価値を創造する
2. 自ら成長に努力する社員を支援し、成果を公正に評価する
3. 事業活動を通じて社会課題を解決する

### (ロ) 新中期経営計画

当社は、2021年3月期をもって中期経営計画「With You toward 2020」が終了することを踏まえ、2024年3月期を最終年度とする新中期経営計画の公表に向けて準備を進めてきました。当社は基本的な経営戦略を変更せず、(a)グローバル展開の加速、(b)付加価値訴求の強力推進、(c)コスト削減・効率化の追求を推し進めていく方針ではあるものの、依然として新型コロナウイルス感染症の感染拡大が継続しており、コロナ禍が収束する時期や目途が立っていないことから、現時点で中長期的な見通しを公表することは適切ではないと判断し、新たな中期経営計画の公表を見送ることとしました。当面は主力製品であるUVインキを中心に、業績の早期回復に注力し、今後、収束時期などを見定めつつ、新たな中期経営計画の策定、公表に向けた検討を継続して参ります。

#### (ハ) 新型コロナウイルス感染症への対応と課題

当社は、社会への当社製品の安定的な供給のため、基本的な感染予防策の徹底はもとより、可能職種のテレワーク体制への移行、時差勤務等、各種感染リスクの低減・感染規模縮小のための施策や、従業員の家庭生活における負荷低減のための施策、また罹患者発生時の対応手順やバックアップ体制の準備等、種々の施策を行っております。また、これらに止まらず、当社は新型コロナウイルス感染症の流行下における成長に向け、事業活動モデルの見直し、原材料在庫・製品在庫の最適化、物流やサプライチェーンの再設計など、必要なケイパビリティの構築に取り組んで参ります。

#### (5) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

当社グループの事業セグメントは次のとおりであります。

印刷インキ

印刷インキ（オフセットインキ・グラビアインキ等）、印刷機及び印刷関連機材（ブランケット等）、合成樹脂、ファインケミカル製品等の販売を行っております。

#### (6) 主要な営業所及び工場 (2021年3月31日現在)

##### ① 当社の主要な事業所

本 社：埼玉県入間郡三芳町大字竹間沢283番地1  
事 業 所：滋賀事業所（滋賀県草津市）  
支 店：千葉支店（千葉県野田市） ・名古屋支店（愛知県小牧市）  
京滋支店（滋賀県草津市） ・大阪支店（大阪府東大阪市）  
福岡支店（福岡県糟屋郡）

- (注) 1. 2020年8月31日付で兵庫支店を廃止し、大阪支店に統合いたしました。  
2. 2020年9月11日付で広島支店を廃止し、福岡支店に統合いたしました。

##### ② 子会社

東北東華色素株式会社 : 宮城県仙台市  
株式会社チマニートオカ : インドネシア共和国西部ジャワ州ボゴール県  
東華油墨国際（香港）有限公司 : 中華人民共和国香港  
韓国特殊インキ工業株式会社 : 大韓民国仁川広域市  
トオカ（タイランド）株式会社 : タイ王国サムットプラカーン県  
Royal Dutch Printing Ink Factories Van Son B.V. : オランダ王国ヒルフェルスム  
Van Son Holland Ink Corporation of America : アメリカ合衆国ニューヨーク州  
浙江迪克東華精細化工有限公司 : 中華人民共和国浙江省嘉興市  
T&K TOKA U.S.A., INC. : アメリカ合衆国イリノイ州  
Midwest Ink Co. : アメリカ合衆国イリノイ州

**(7) 従業員の状況**（2021年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

従 業 員 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
1,279名（58名）	18名減（0名）

（注）従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
713名（45名）	26名減（2名減）	39.2歳	15.2年

（注）従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

**(8) 主要な借入先の状況**（2021年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株式会社みずほフィナンシャルグループ	8,146百万円

**(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2021年3月31日現在)

① 発行可能株式総数	60,000,000株
② 発行済株式の総数	22,555,440株
③ 株主数	6,243名
④ 大株主 (上位10名)	

株 主 名	持 株 数	持株比率
ビービーエイチ フォー ファイデリティ ロー プライズド ストック ファンド (プリンシパル オール セクター サポートフォリオ)	1,318千株	5.86%
ザ バンク オブ ニューヨークージャスディック トリーティ ー アカウント	1,262千株	5.61%
有限会社コウシビ	1,051千株	4.67%
株式会社みずほ銀行	988千株	4.39%
T & K TOKA社員持株会	930千株	4.13%
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505303	795千株	3.53%
明治安田生命保険相互会社	756千株	3.36%
上田 美香子	750千株	3.33%
増田 安土	741千株	3.30%
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505103	686千株	3.05%

- (注) 1. 当社は、自己株式を50,154株所有しており、持株比率は自己株式を控除して計算しております。
2. 株式会社みずほ銀行の株式数には、株式会社みずほ銀行が退職給付信託の信託財産として拠出している当社株式987千株を含んでおります。なお、株主名簿上の名義は「みずほ信託銀行株式会社退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行」であります。
3. ダルトン・インベストメンツ・エルエルシー(Dalton Investments LLC)から2020年5月19日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)により、2020年5月14日現在でダルトン・インベストメンツ・エルエルシー(Dalton Investments LLC)が4,687千株(保有割合18.71%)の株式を所有している旨が記載されておりますが、当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
4. エフエムアール エルエルシー(FMR LLC)から2021年2月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)により、2021年2月15日現在でエフエムアール エルエルシー(FMR LLC)が1,958千株(保有割合8.68%)の株式を所有している旨が記載されておりますが、当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
5. 2021年3月19日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、ノムラ インターナショナル ピーエルシー(NOMURA INTERNATIONAL PLC)及びその共同保有者が、2021年3月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2021年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。当該報告書の内容は以下のとおりです。なお、消費貸借契約により、ノムラ インターナショナル ピーエルシー(NOMURAINTERNATIONAL PLC)はノムラ セキュリティーズ インターナショナル(NOMURA SECURITIES INTERNATIONAL, Inc.)から30,000株、機関投資家から17,400株借入しており、野村證券株式会社へ7,600株貸出している旨の記載があります。同じく、ノムラ セキュリティーズ インターナショナル(NOMURA SECURITIES INTERNATIONAL, Inc.)は消費貸借契約により、機関投資家から30,000株借入れ、ノムラ インターナショナル ピーエルシー(NOMURA

INTERNATIONAL PLC) へ30,000株貸出している旨の記載があります。同じく、野村アセットマネジメント株式会社は消費貸借契約により、SMBC日興証券へ282,400株、ソシエテ・ジェネラル証券株式会社へ26,100株、みずほ証券株式会社へ10,000株、クレディ・スイス証券株式会社へ100株貸出している旨の記載があります。

氏名または名称	保有株券等の数（株）	株券等保有割合（％）
ノムラ インターナショナル ピーエルシー (NOMURA INTERNATIONAL PLC)	48,400	0.21
ノムラ セキュリティーズ インターナショナル (NOMURA SECURITIES INTERNATIONAL, Inc.)	0	0
野村アセットマネジメント株式会社	1,101,000	4.88

## (2) 新株予約権等の状況

### ① 新株予約権の数と概要

発行回次 (発行決議の日)	新株予約権 の 数	目的となる株式 の 種類及び数	発行価額	権利行使価額	権利行使期間
第1回新株予約権 (2013年6月21日)	146個	普通株式 29,200株(注)	175,800円	1円/株	2013年7月9日から 2043年7月8日まで
第2回新株予約権 (2014年6月20日)	181個	普通株式 36,200株(注)	175,800円	1円/株	2014年7月9日から 2044年7月8日まで
第3回新株予約権 (2015年6月19日)	181個	普通株式 36,200株(注)	182,000円	1円/株	2015年7月8日から 2045年7月7日まで
第4回新株予約権 (2016年6月17日)	181個	普通株式 36,200株(注)	110,800円	1円/株	2016年7月6日から 2046年7月5日まで
第5回新株予約権 (2017年6月22日)	154個	普通株式 30,800株	182,000円	1円/株	2017年7月11日から 2047年7月10日まで
第6回新株予約権 (2018年6月21日)	154個	普通株式 30,800株	177,200円	1円/株	2018年7月11日から 2048年7月10日まで
第7回新株予約権 (2019年6月20日)	154個	普通株式 30,800株	126,000円	1円/株	2019年7月10日から 2049年7月9日まで
第8回新株予約権 (2020年6月19日)	154個	普通株式 30,800株	92,800円	1円/株	2020年7月9日から 2050年7月8日まで

(注) 当社は2016年1月1日付で1株を2株に株式分割しております。これにより、新株予約権の目的となる株式の数を調整しております。

② 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2021年3月31日現在）

発行回次 (発行決議の日)	取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）		
	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
第1回新株予約権 (2013年6月21日)	100個（注1）	20,000株（注2）	3名
第2回新株予約権 (2014年6月20日)	135個（注1）	27,000株（注2）	4名
第3回新株予約権 (2015年6月19日)	154個（注1）	30,800株（注2）	5名
第4回新株予約権 (2016年6月17日)	154個（注1）	30,800株	5名
第5回新株予約権 (2017年6月22日)	154個（注1）	30,800株	5名
第6回新株予約権 (2018年6月21日)	154個（注1）	30,800株	5名
第7回新株予約権 (2019年6月20日)	154個（注1）	30,800株	5名
第8回新株予約権 (2020年6月19日)	154個（注1）	30,800株	5名

(注) 1. 取締役に交付された時点における総数を記載しております。

2. 当社は2016年1月1日付で1株を2株に株式分割しております。これにより、新株予約権の目的である株式の数を調整しております。

③ 当事業年度に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役の状況（2021年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	増 田 至 克	
常務取締役	吉 村 彰	微分散品統括部・機能性樹脂統括部・滋賀事業所管掌
常務取締役	北 條 実	財務部・IT統括部・総務部管掌
取締役	栗 本 隆 一	海外インキ営業統括部統括部長兼海外グループ管理部部長 東華油墨国際（香港）有限公司董事長 トオカ（タイランド）株式会社取締役社長
取締役	中 間 和 彦	インキ事業統括本部統括本部長
取締役	磯 貝 厚 太	ダルトン・アドバイザー株式会社 Vice President
取締役（監査等委員）	木 田 卓 寿	池袋総合法律事務所代表弁護士
取締役（監査等委員）	大 高 健 司	
取締役（監査等委員）	野 口 郷 司	
取締役（監査等委員）	英 公 一	損害保険契約者保護機構監事 英公認会計士事務所公認会計士

- (注) 1. 取締役磯貝厚太氏、木田卓寿氏、大高健司氏、野口郷司氏及び英公一氏は、社外取締役であります。
2. 取締役野口郷司氏は、金融機関において、金融業務経験をもたれており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 当社は、取締役木田卓寿氏、大高健司氏、野口郷司氏及び英公一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 責任限定契約の内容の概要  
当社は、取締役磯貝厚太氏、木田卓寿氏、大高健司氏、野口郷司氏及び英公一氏と会社法第427条第1項及び当社定款第28条第2項の規定により、損害賠償を限定する契約を締結しております。当該契約の概要は以下のとおりです。
- ・当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。
  - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときに限ります。
5. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要  
当社は、当社の全ての取締役を被保険者とした、改正会社法（2021年3月1日施行）第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該契約の概要は以下のとおりです。
- ・会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった訴訟費用及び損害賠償金等を補填の対象としております。
  - ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれていないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、補填の対象外としています。

- ・当該契約の保険料は、全額当社が負担しています。
6. 常勤で監査を行う者の選定の有無及びその理由  
 当社は、監査等委員会設置会社へ移行後、常勤の監査等委員を選定しておりませんが、その理由は次のとおりです。  
 当社は、監査等委員会設置会社として、内部監査室を中心とする内部統制システムを所管する部門及びその他の部門の協力を得て監査等を行う体制が整備されているためです。

## ② 取締役の報酬等の総額

### 【取締役の報酬等に関する基本方針】

当社の取締役の報酬は、短期の業績達成及び中長期的な企業価値の向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

取締役の報酬は固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等及び株式報酬により構成し、社外取締役については職務に鑑み、基本報酬のみとしております。

### (イ) 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
監査等委員でない取締役 (うち社外取締役)	148 (3)	132 (3)	- (-)	15 (-)	6 (1)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	24 (24)	24 (24)	- (-)	- (-)	4 (4)
合計 (うち社外取締役)	172 (27)	157 (27)	- (-)	15 (-)	10 (5)

- (注) 1. 取締役の支給額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 監査等委員でない取締役の報酬限度額は、2017年6月22日開催の第75回定時株主総会において、年額300百万円以内(内、社外取締役年額30百万円以内)と決議いただいております。ただし、この限度額に使用人分給与は含まれません。当該定時株主総会終結時点の監査等委員でない取締役の員数は5名となります。
3. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2017年6月22日開催の第75回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名となります。
4. 上記報酬額とは別枠で、監査等委員でない取締役(社外取締役を除く)に対し、2017年6月22日開催の第75回定時株主総会において譲渡制限付株式報酬を年額75百万円を上限として、株式報酬型ストックオプション(新株予約権)を年額75百万円を上限として、それぞれ決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員でない取締役の員数は、それぞれ5名です。
5. 当事業年度における譲渡制限付株式報酬の支給はございません。

(ロ) 取締役の個人別の報酬等に関する事項

- ・取締役の個人別の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に関する事項

当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位・役職による職責を踏まえた競争力のある報酬水準を設定することで優秀な人材を確保するため、役位によって決まる報酬テーブル、在任年数に基づき決定しております。また、監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員会にて、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

業績連動報酬及び非金銭報酬については、以下「(ハ) 業績連動報酬等に関する事項」及び「(二) 非金銭報酬等に関する事項」に記載のとおりです。

- ・取締役の個人別の報酬等に対する割合の決定に関する方針

取締役の個人別の報酬割合については、基本方針に沿って、基本報酬、業績連動報酬等、非金銭報酬等（株式関連報酬）を設定し、役位及び執行状況に応じて業績連動報酬の割合をより高める設定としております。

- ・取締役の個人別の報酬等の内容及び方針の決定に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容及び方針の決定方法については、報酬諮問委員会の答申を踏まえ、取締役会で決議しております。報酬諮問委員会の決議は、議決に加わることができる委員の過半数が出席し、その委員の過半数をもって決議しております。報酬等の内容については、報酬諮問委員会において決定方針との整合性を含めた多角的な検討が行われた答申を踏まえ決定していることから、決定方針に沿うものであると判断しております。

(ハ) 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬は、短期的な業績目標の達成に対するインセンティブ及び株主利益との連動を高めるため、譲渡制限付株式とし、連結当期純利益の目標値に対する達成可否に応じて、年額75百万円を上限に役位に応じて定時株主総会終了後2ヶ月以内に支給するものとしております。目標となる値は、適宜、環境の変化に応じて報酬諮問委員会の答申を踏まえて見直しを行うものとしております。

なお、目標となる指標の実績は、2018年3月期～2020年3月期までは、ROE 5%以上、かつ、親会社株主に帰属する当期純利益17億円以上、2021年3月期は親会社株主に帰属する当期純利益4億円以上となります。

(二) 非金銭報酬等に関する事項

非金銭報酬等は、中長期的な業績と企業価値の向上に対するインセンティブ及び株主利益との連動を高めるため、株式報酬型ストックオプション（新株予約権）とし、年額75百万円を上限に役位に応じて、定時株主総会終了後1ヶ月以内に付与するものとしております。

(ホ) 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

③ 社外役員に関する事項

- (イ) 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
取締役磯貝厚太氏は、当社株主であるグルトン・インベストメンツLLCの子会社であるグルトン・アドバイザリー株式会社に勤務しております。なお、当社とグルトン・アドバイザリー株式会社との間にはその他の特別の関係はありません。
- (ロ) 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
該当事項はありません。
- (ハ) 当事業年度における主な活動状況

地位及び氏名	社外取締役の活動状況	取締役会／ 監査等委員会 出席状況
取締役 磯貝厚太	株主としての観点から、政策保有株式の縮減等、適宜企業価値向上に資する発言・助言を行っており、取締役会での議論の活性化に貢献しております。	取締役会 15回／15回
取締役（監査等委員） 木田卓寿	主に弁護士としての専門的見地及び経営から独立した視点から、適宜必要な発言・助言を行っており、取締役会での議論の活性化に貢献しております。また、取締役の指名決定プロセスにおいて、任意の指名諮問委員会の委員長として、開催された全ての委員会に出席しております。	取締役会 15回／15回
		監査等委員会 16回／16回
取締役（監査等委員） 大高健司	国際的な大企業のグループ会社経営者としての経験と高い見識によるグローバルな視点から当社経営全体を俯瞰し、適宜必要な発言・助言を行っており、取締役会の議論の活性化に貢献しております。また、取締役の報酬決定プロセスにおいて、任意の報酬諮問委員会の委員長として、開催された全ての委員会に出席しております。	取締役会 15回／15回
		監査等委員会 16回／16回
取締役（監査等委員） 野口郷司	金融人及び企業経営者としての経験と豊富な知識により当社の経営全体を俯瞰し、適宜必要な発言・助言を行っており、取締役会の議論の活性化に貢献しております。また、取締役の指名決定プロセスにおいて、任意の指名諮問委員会の委員として、開催された全ての委員会に出席しております。	取締役会 15回／15回
		監査等委員会 16回／16回
取締役（監査等委員） 英公一	公認会計士として企業会計等に関する専門的知識と豊富な経験から、適宜必要な発言・助言を行っており、取締役会での議論の活性化に貢献しております。また、取締役の報酬決定プロセスにおいて、任意の報酬諮問委員会の委員として、開催された全ての委員会に出席しております。	取締役会 15回／15回
		監査等委員会 16回／16回

#### (4) 会計監査人の状況

- ① 名称 EY新日本有限責任監査法人
- ② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	47百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	47百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の一部の連結子会社は、当社の会計監査人以外の者（外国における公認会計士または監査法人に相当する資格を有する者）の監査（会社法または金融商品取引法に相当する外国の法令の規定によるものに限る。）を受けております。

- ③ 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由  
監査等委員会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置等の内容、前年度の実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬等の前提となる見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等の額について妥当であると判断し、同意いたしました。
- ④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針  
会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。  
また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、監査等委員会は、会計監査人の解任または不再任を株主総会に提案いたします。
- ⑤ 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分  
該当事項はありません。

#### (5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- 1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - ① 当社は、取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ社会的責任および企業倫理を果たすため、コンプライアンスポリシー（企業行動憲章）を定め、それを全ての取締役および使用人に周知徹底します。

- ② 当社は、コンプライアンス担当取締役を責任者とするコンプライアンス委員会を設置し、当委員会がコンプライアンス基本規程を取締役および使用人に周知徹底させ、法令等を遵守することを確保する体制を整備します。また、定期的にコンプライアンスプログラムを策定し、それを実施します。
- ③ 当社および当社グループ会社の取締役および使用人に対し、コンプライアンスに関する研修、マニュアルの作成配布等を行うことにより、コンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識を醸成します。

## 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 当社は、文書管理規程の社内規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理を行うとともに、必要に応じて、規程の見直し等を行います。
- ② 取締役または内部監査室が情報を求めたときは、担当部署は、速やかにその情報を提供します。

## 3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ① 各事業部門は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行います。各事業部門の長は、定期的にリスク管理の状況を取締役に報告します。
- ② 当社は、リスク管理担当取締役を責任者とするリスク管理委員会を設置し、当委員会がリスク管理規程を定め、リスク管理体制の構築および運用を行います。

## 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、定例の取締役会を毎月1回開催する他、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行の状況等を監督します。
- ② 取締役会の決定に基づく業務の執行は、業務分掌規程、職務権限規程に基づき、各々の責任者およびその責任、執行手続きの詳細を定めます。
- ③ 業務の運営については、毎期年頭に部門毎に業績目標を含む数値目標の設定を行い、四半期毎に目標達成度をレビューし結果をフィードバックすることにより、業務の効率性を確保します。

## 5. 当社および当社グループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① グループコンプライアンスポリシーを定め、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努めます。
- ② 社内規程「関係会社管理規程」に基づき、当社グループ会社を管理・指導する組織を設置し、毎月、各当社グループ会社から実績報告書を受領するとともに、当社グループ会社間の相互理解と協調を図る観点からグループ会議を実施します。
- ③ 当社グループ会社の事業特性に応じ、品質・安全・環境・コンプライアンス・情報・損益・大規模災害等の主なリスクに対応するための社内規程を当社グループ会社が整備することを推進し、当社グループ会社におけるリスクマネジメント体制を構築します。
- ④ 当社の内部監査部門は、「関係会社管理規程」等に基づき、当社および当社グループ会社の監査を行

い、報告します。また、内部統制部門による財務報告に係る内部統制の整備・運用の状況の評価などにより、業務の適正を検証します。

6. 監査等委員会がその職務を補助すべき取締役および使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
  - ① 監査等委員会がその職務を補助すべき取締役および使用人（監査等委員会スタッフ）を置くことを求めた場合、必要なスタッフを配置します。
  - ② 監査等委員会は、監査等委員会スタッフに対し、監査業務に必要な事項を命令することができます。
  - ③ 内部監査室は監査等委員会との協議により監査等委員会の要望事項の内部監査を実施し、その結果を監査等委員会に報告します。
7. 前号の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項
  - ① 監査等委員会スタッフの任命、評価、異動、懲戒に関しては、監査等委員会の事前の同意を得るものとします。また、監査等委員会スタッフは監査等委員会の指揮命令のみに服し、取締役（監査等委員である取締役を除く）等からは指揮命令を受けず、報告義務もないものとします。
  - ② 監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた内部監査室職員は、その命令に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く）、内部監査室長等の指揮命令を受けません。
8. 当社および当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人等が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
  - ① 当社および当社グループ会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人等は、会社に重大な損失を与える事項が発生したまたは発生する恐れがあるとき、取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人等による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査等委員会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査等委員会に報告します。
  - ② 当社および当社グループ会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人等は、前項に関する重大な事実を発見した場合は、監査等委員会に直接報告することができます。
  - ③ 当社の監査等委員会がその職務の執行に必要なものとして報告を求めた事項については、当社および当社グループ会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）または当該部署が速やかに監査等委員会に報告します。また、監査等委員会は、監査に必要な各種重要会議に出席し、また稟議書等の重要な情報の閲覧を行うこととします。
  - ④ 当社の監査等委員会への報告を行った当社および当社グループ会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社および当社グループ会社において徹底します。
9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - ① 取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人の監査等委員会に対する理解を深め、監査等

委員会監査の環境を整備するよう努めます。

- ② 当社は、監査等委員会と代表取締役社長、業務執行取締役、重要な使用人、会計監査人との不規則な意見交換会を開催すること、また、内部監査室との緊密な連携を行うことにより、監査等委員会監査の実効性が高まるように努めます。
- ③ 当社は、監査等委員が監査等委員会の職務執行によって生ずる費用を請求した場合は、速やかに支払います。

## (6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループにおける業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### ① コンプライアンスに関する取組み

当社は、「コンプライアンス基本規程」に基づき、コンプライアンス担当役員を責任者とするコンプライアンス委員会を当該事業年度において7回開催し、コンプライアンス体制の構築及び見直しを行っているほか、「内部通報規程」により社内外に相談・通報窓口を設置した内部通報制度を設けており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

また、役職員に対するコンプライアンスに関する意識向上のため、当該事業年度に社内研修を実施するなど、社内教育を定期的に行っております。

### ② 損失の危険の管理に関する取組み

当社は、「リスク管理基本規程」に基づき、リスク管理担当役員を責任者とするリスク管理委員会を設置しております。リスク管理委員会は、当該事業年度において5回開催し、経営に重大な影響を及ぼすリスクへの対応の検討等の協議を行い、より実効性のあるBCP（危機的事故・災害時の事業継続計画）の整備・強化を推進しております。

### ③ 業務執行の適正及び効率性の確保に関する取組み

当社の取締役会は、社外取締役1名及び監査等委員である社外取締役4名を含む取締役10名で構成されております。取締役会は、毎月開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、業務執行の意思決定及び監督を有効に行っております。

また、毎期年頭に部門毎に業績目標を含む数値目標の設定に対し、四半期毎に目標達成度を評価し、結果のフィードバックを行い、業務の効率性を確保しています。

### ④ 当社グループにおける業務の適正の確保に関する取組み

「関係会社管理規程」に基づき、定められた重要事項について協議・報告を行う体制をとっており、当社グループ会社から必要な協議・報告を受けております。

⑤ 監査等委員会監査の実効性の確保に関する取組み

監査等委員は、取締役会に出席し、取締役等から経営・業績に影響を及ぼす重要な事項について報告を受けております。また、取締役会のほか重要な会議への出席、重要な決裁書類の閲覧、内部統制部門からの聴取により情報収集に努め、取締役の職務執行を監査しております。

また、内部監査室、会計監査人と緊密な連絡をとり、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図っております。

(7) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

① 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は「TOKAグループ 企業行動憲章」に基づき、反社会的勢力及び団体とは決して関わりをもたず、また、これらから圧力を受けた場合は毅然とした対応をとることを基本方針としております。

② 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社では、反社会的勢力等への対応に関する統括部署を総務部として、関係行政機関等との連携を図り、反社会的勢力に関する情報収集等に努め、また反社会的勢力排除に向けた社内啓発活動を行っております。

## 連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>[資産の部]</b>		<b>[負債の部]</b>	
<b>流動資産</b>	<b>31,161</b>	<b>流動負債</b>	<b>17,585</b>
現金及び預金	9,361	支払手形及び買掛金	6,419
受取手形及び売掛金	12,176	電子記録債務	3,675
電子記録債権	1,772	短期借入金	4,329
商品及び製品	4,992	1年内返済予定の長期借入金	976
仕掛品	396	リース債務	303
原材料及び貯蔵品	2,210	未払法人税等	180
その他	276	未払金	613
貸倒引当金	△24	賞与引当金	590
		役員賞与引当金	6
		その他	489
<b>固定資産</b>	<b>36,273</b>	<b>固定負債</b>	<b>5,106</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>23,278</b>	長期借入金	3,061
建物及び構築物	23,669	リース債務	692
機械装置及び運搬具	20,748	役員退職慰労引当金	29
工具、器具及び備品	3,553	株主優待引当金	12
土地	6,841	退職給付に係る負債	243
リース資産	1,226	資産除去債務	93
建設仮勘定	2,708	繰延税金負債	818
減価償却累計額	△35,470	その他	154
<b>無形固定資産</b>	<b>452</b>	<b>負債合計</b>	<b>22,691</b>
のれん	7	<b>[純資産の部]</b>	
その他	444	<b>株主資本</b>	<b>44,540</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>12,543</b>	資本金	2,080
投資有価証券	10,527	資本剰余金	2,073
退職給付に係る資産	1,341	利益剰余金	40,428
繰延税金資産	126	自己株式	△41
その他	562	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>△303</b>
貸倒引当金	△14	その他有価証券評価差額金	812
<b>資産合計</b>	<b>67,435</b>	為替換算調整勘定	△1,859
		退職給付に係る調整累計額	743
		<b>新株予約権</b>	<b>171</b>
		<b>非支配株主持分</b>	<b>334</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>44,743</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>67,435</b>

連結損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		42,205
売上原価		34,386
売上総利益		7,818
販売費及び一般管理費		7,619
営業利益		198
営業外収益		
受取利息	70	
受取配当金	66	
持分法による投資利益	787	
補助金収入	253	
その他	67	1,245
営業外費用		
支払利息	51	
支払手数料	2	
為替差損	282	
その他	19	355
経常利益		1,088
特別利益		
固定資産売却益	536	
投資有価証券売却益	129	
持分変動利益	295	
事業譲渡益	12	973
特別損失		
固定資産売却損	10	
固定資産除却損	25	
減損損失	133	
投資有価証券評価損	221	
事業整理損	41	
その他	0	432
税金等調整前当期純利益		1,630
法人税、住民税及び事業税	396	
法人税等調整額	△103	293
当期純利益		1,336
非支配株主に帰属する当期純利益		13
親会社株主に帰属する当期純利益		1,323

## 連結株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当期首残高	2,080	2,079	41,668	△1,383	44,444
当期変動額					
剰余金の配当			△512		△512
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,323		1,323
自己株式の取得				△715	△715
自己株式の消却		△2,057	－	2,057	－
利益剰余金から資本剰余金へ の振替		2,051	△2,051		－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	△6	△1,240	1,342	95
当期末残高	2,080	2,073	40,428	△41	44,540

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当期首残高	358	△1,929	△430	△2,001	156	358	42,957
当期変動額							
剰余金の配当							△512
親会社株主に帰属する 当期純利益							1,323
自己株式の取得							△715
自己株式の消却							－
利益剰余金から資本剰余金へ の振替							－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	453	70	1,173	1,698	15	△23	1,690
当期変動額合計	453	70	1,173	1,698	15	△23	1,786
当期末残高	812	△1,859	743	△303	171	334	44,743

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 10社
- ・ 連結子会社の名称
  - 東北東華色素株式会社
  - 株式会社チマニートオカ
  - 東華油墨国際（香港）有限公司
  - 韓国特殊インキ工業株式会社
  - トオカ（タイランド）株式会社
  - Royal Dutch Printing Ink Factories Van Son B.V.
  - Van Son Holland Ink Corporation of America
  - 浙江迪克東華精細化工有限公司
  - T&K TOKA U.S.A., INC.
  - Midwest Ink Co.

株式会社北陸印刷資材センターは、2020年12月31日付で当社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

また、ミヨシ産業株式会社は、2021年2月26日に清算終了したため、連結の範囲から除外していません。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ① 持分法を適用した関連会社の状況

- ・ 持分法適用の関連会社数 8社
- ・ 会社の名称
  - 杭華油墨股份有限公司
  - 湖州杭華油墨科技有限公司
  - 広西蒙山梧華林産科技有限公司
  - 杭州杭華印刷器材有限公司
  - 広州杭華油墨有限公司
  - 浙江杭華油墨有限公司
  - 湖州杭華功能材料有限公司
  - 三和合成股份有限公司

② 持分法を適用していない関連会社の状況

- ・ 会社の名称 トオカインキ (バングラデシュ) 株式会社
- ・ 持分法を適用しない理由 当連結会計年度において、当期純利益及び利益剰余金等からみて、持分法の対象から除いたとしても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社チマニートオカ、韓国特殊インキ工業株式会社、東華油墨国際(香港)有限公司、トオカ(タイランド)株式会社、Royal Dutch Printing Ink Factories Van Son B.V.、Van Son Holland Ink Corporation of America、浙江迪克東華精細化工有限公司、T&K TOKA U.S.A., INC.、Midwest Ink Co.の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては12月31日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

- ・ 満期保有目的の債券 償却原価法 (定額法) によっております。

・ その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しております。なお、組込デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品は、全体を時価評価し、評価差額を当連結会計年度の損益に計上しております。) によっております。

時価のないもの

主として移動平均法による原価法によっております。

ロ. デリバティブ

時価法によっております。

ハ. たな卸資産

- ・ 商品・製品・半製品・原材料・仕掛品 主として総平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下による簿価の切下げの方法により算定) によっております。

・ 貯蔵品

主として最終仕入原価法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下による簿価の切下げの方法により算定) によっております。

## ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

## イ. 有形固定資産

(リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社は定率法を、また、在外連結子会社は定額法によっております。

ただし、当社及び国内連結子会社は、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	3～50年
機械装置及び運搬具	4～17年

## ロ. 無形固定資産

(リース資産を除く)

- ・ 自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

- ・ その他の無形固定資産

定額法によっております。

## ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

## ③ 重要な引当金の計上基準

## イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

一部の連結子会社は、貸倒見積額を計上しております。

## ロ. 賞与引当金

当社及び一部の連結子会社は、主として従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

## ハ. 役員賞与引当金

一部の連結子会社は、役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

## ニ. 役員退職慰労引当金

一部の連結子会社は、役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

## ホ. 株主優待引当金

株主優待制度の利用に備えるため、当連結会計年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

## ④ 退職給付に係る会計処理の方法

## イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

- . 数理計算上の差異及び  
過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を発生年度より費用処理（費用の減額）しております。  
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
- ハ. 小規模企業等における簡便法の採用 一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- ⑤ 重要なヘッジ会計の方法
- イ. ヘッジ会計の方法
- . ヘッジ手段とヘッジ対象  
ヘッジ手段 為替予約、通貨オプション及び金利スワップ  
ヘッジ対象 原材料等輸入による外貨建買入債務、外貨建予定取引及び借入金
- ハ. ヘッジ方針 当社の社内規程に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。
- ニ. ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。
- ⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項
- イ. 消費税等の会計処理 税抜方式によりしております。
- . のれんの償却に関する事項 のれんの償却については、主として5年間の定額法により償却を行っております。但し、少額なものは発生時に一括償却しております。

(表示方法の変更に関する注記)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度から適用し、連結注記表に(会計上の見積りに関する注記)を記載しております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 固定資産の減損

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 減損損失 133百万円

(2)その他の情報

① 算定方法

資産のグルーピングの方法、減損損失の認識に至った経緯、回収可能価額の算定方法については、連結損益計算書表に関する注記の減損損失にて記載しております。

将来キャッシュ・フローについては、資産のグルーピングごとに、当社グループの予算作成の基礎となった将来見込に基づいて算定しております。

② 主要な仮定

将来キャッシュ・フローの算定に用いた主要な仮定は、売上成長率及び売上原価率です。売上成長率については、過去の趨勢や今後の需要見込みに基づいて算定しております。売上原価率については、過去の趨勢や今後の原材料価格の推移の予想に基づいて算定しております。

当社グループは、将来キャッシュ・フローの見積りにおける新型コロナウイルス感染症拡大の影響及び収束時期を合理的に予測することは困難であるものの、2021年4月以降も一定期間にわたり本感染症の影響が続くものと考えております。

③ 翌年度の連結計算書類にあたる影響

将来の損益の実績に応じて、減損損失の計上が必要となる可能性があります。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響の度合い及び期間は不確実であり、当社グループの業績に影響を与え、見積りと乖離する可能性があります。

2. 連結子会社東華油墨国際(香港)有限公司の事業の整理に関連する費用

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 事業整理損 41百万円

(2)その他の情報

① 算定方法

事業を整理することに伴い将来発生すると見込まれる金額を事業整理損として計上しております。

当連結会計年度においては、東華油墨国際(香港)有限公司の事業の整理に伴い従業員へ支払う退職金を計上しております。

② 主要な仮定

東華油墨国際(香港)有限公司の事業を整理することに伴い将来発生する費用は、現地国において通常実施される清算手続が通常必要とされる期間に実施されるとの仮定に基づいて算定しております。

③ 翌年度の連結計算書類にあたる影響

清算手続の遅延等によって将来発生する費用の見込みが変化する場合、翌年度以降の連結計算書類に影響を与える可能性があります。

(追加情報)

退職給付制度の改定

当社は2021年4月1日付で、退職給付制度の改定を実施いたしました。

これにより、過去勤務費用が△1,039百万円発生し、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を当連結会計年度より費用処理（費用の減額）しております。

## 2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

持分法を適用していない関連会社であるトオカインキ（バングラデシュ）株式会社の運転資本及びL/C開設の当座借入に対して、同社株式19百万円を担保に供しております。

(2) 受取手形裏書譲渡高 42百万円

## 3. 連結損益計算書に関する注記

(1) 減損損失

① 減損損失を認識した資産グループの概要

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場 所	用 途	種 類	減損損失(百万円)
埼玉県入間郡三芳町	処分予定資産	建物	4
		構築物	27
広島県広島市西区	売却予定資産	建物	14
オランダ王国	事業用資産	工具、器具及び備品	13
アメリカ合衆国	事業用資産	機械装置及び運搬具	4
	事業用資産	工具、器具及び備品	1
	その他	のれん	65

② 資産のグルーピングの方法

当社グループは、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、管理会計上の区分である支店及び事業所等を基本単位としております。また、本社等の全社資産を共用資産としており、処分予定資産及び遊休資産については、原則として個々の資産単位をグループとしております。

③ 減損損失の認識に至った経緯

処分予定資産は、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。一部の売却予定資産については、回収可能価額が帳簿価額を下回っているため、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

事業用資産については、収益性の低下に伴い投資額の回収が一部見込めないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

のれんについては、Midwest Ink Co.の株式取得時に策定した事業計画において想定していた収益が見込めなくなったことから、帳簿価額を全額減額しております。

④ 回収可能価額の算定方法

回収可能価額の算出については、正味売却価額（固定資産税評価額等を合理的に調整して算出した額）と使用価値のいずれか高い金額を採用しております。

将来キャッシュ・フローが見込めない資産については、回収可能価額を零として評価しており、割引率を使用しておりません。

埼玉県入間郡三芳町の処分予定資産は当該資産を撤去する予定であることから、回収可能価額を零として評価しております。広島県広島市西区の売却予定資産は売却による処分のため、不動産鑑定評価額を基にした正味売却価額により評価しております。

⑤ 減損損失の金額

減損処理額133百万円は減損損失として特別損失に計上しており、資産の種類ごとの内訳は次のとおりです。

建物	19百万円
構築物	27百万円
機械装置及び運搬具	4百万円
工具、器具及び備品	14百万円
のれん	65百万円

(2) 事業整理損

当社の連結子会社である東華油墨国際（香港）有限公司の事業の整理に伴い、従業員へ支払う退職金を計上しております。

#### 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

##### (1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	25,055千株	－千株	2,500千株	22,555千株

※普通株式の発行済株式数の減少は、自己株式の消却によるものであります。

##### (2) 剰余金の配当に関する事項

###### ① 配当金支払額等

###### イ. 2020年6月19日開催の第78回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 399百万円
- ・ 1株当たり配当額 17.0円
- ・ 基準日 2020年3月31日
- ・ 効力発生日 2020年6月22日

###### ロ. 2020年11月5日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 112百万円
- ・ 1株当たり配当額 5.0円
- ・ 基準日 2020年9月30日
- ・ 効力発生日 2020年12月7日

###### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

2021年6月18日開催の第79回定時株主総会において次のとおり付議する予定であります。

- ・ 配当金の総額 225百万円
- ・ 配当の原資 利益剰余金
- ・ 1株当たり配当額 10.0円
- ・ 基準日 2021年3月31日
- ・ 効力発生日 2021年6月21日

##### (3) 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

- ・ 普通株式 231,800株

## 5. 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に印刷インキ製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、回収遅延先については営業部門と連絡を取り、速やかに適切な処理を取るようしております。

有価証券及び投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、四半期決算ごとに時価結果を取締役に報告しております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は、そのほとんどが1年以内の支払期日となっております。借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に、運転資金及び設備投資に係る資金調達です。外貨建借入金は、為替の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引については、目的、範囲等を定めた社内規程に従って行っており、信用度の高い相手先のみ取引を行っております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注) 2.参照）。

	連結貸借対照表計上額（*）	時価（*）	差額
(1) 現金及び預金	9,361百万円	9,361百万円	－百万円
(2) 受取手形及び売掛金	12,176	12,176	0
(3) 電子記録債権	1,772	1,772	－
(4) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	0	0	－
その他有価証券	2,612	2,612	－
関係会社株式	6,949	16,784	9,834
(5) 支払手形及び買掛金	(6,419)	(6,419)	－
(6) 電子記録債務	(3,675)	(3,675)	－
(7) 短期借入金	(4,329)	(4,329)	－
(8) 長期借入金	(4,038)	(4,045)	6
(9) デリバティブ取引	(0)	(0)	－

（\*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらの時価については、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっております。なお、短期間で決済される債権は、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券、(9) デリバティブ取引

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券及びデリバティブ取引は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 支払手形及び買掛金、(6) 電子記録債務、(7) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。短期借入金のうち当座貸越契約しているものは極度額11,701百万円で、当期末において当該契約に基づく借入実行残高は3,165百万円です。

(8) 長期借入金

長期借入金の時価については、元金金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される割引率で割引いて算定する方法によっております。

（注）2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	964百万円

非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

## 6. 1株当たり情報に関する注記

- |                  |           |
|------------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額    | 1,965円65銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益金額 | 58円39銭    |

## 7. 重要な後発事象に関する注記

### 固定資産の譲渡

当社は東南アジア地域における事業の最適化のため2020年7月22日開催の取締役会において、主に東南アジア地域に対して各種印刷用インキの販売活動を行う連結子会社の東華油墨国際（香港）有限公司を解散し清算することを決議しました。そのため、東華油墨国際（香港）有限公司はその期末日である2020年12月31日において保有する主要な固定資産につき、下記のとおり譲渡取引を進めております。

### (1) 譲渡資産の内容

譲渡資産の種類	土地・建物	土地・建物	土地・建物	土地・建物
譲渡前の用途	倉庫	倉庫	工場	事務所
資産の所在地	香港	香港	香港	香港
契約の締結日	2020年11月19日	2020年12月14日	2021年1月12日	2021年2月26日
物件の引渡日	2021年2月18日	2021年3月18日	2021年3月15日	2021年5月28日 (予定)

### (2) 譲渡する相手先の概要

当社グループと各譲渡先の間には資本関係、人的関係、取引関係はなく、関連当事者にも該当しません。

### (3) 損益に与える影響

上記固定資産の譲渡に伴い、2022年3月期において固定資産売却益610百万円（概算）を計上する予定です。

# 貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>[資産の部]</b>		<b>[負債の部]</b>	
<b>流動資産</b>	<b>20,449</b>	<b>流動負債</b>	<b>15,190</b>
現金及び預金	3,202	買掛金	5,578
受取手形	1,596	電子記録債務	3,675
売掛金	8,971	短期借入金	3,145
電子記録債権	1,686	1年内返済予定の長期借入金	976
商品及び製品	3,122	リース債務	301
仕掛品	245	未払金	523
原材料及び貯蔵品	1,407	未払費用	120
前払費用	50	未払法人税等	127
1年内回収予定の長期貸付金	125	前受金	33
その他	55	預り金	34
貸倒引当金	△16	賞与引当金	583
		その他	90
<b>固定資産</b>	<b>31,479</b>	<b>固定負債</b>	<b>4,389</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>18,555</b>	長期借入金	3,061
建物	8,984	リース債務	690
構築物	349	退職給付引当金	464
機械及び装置	2,094	株主優待引当金	12
車両運搬具	9	資産除去債務	93
工具、器具及び備品	289	その他	66
土地	6,036		
リース資産	682	<b>負債合計</b>	<b>19,579</b>
建設仮勘定	109		
<b>無形固定資産</b>	<b>286</b>	<b>[純資産の部]</b>	
特許権	13	<b>株主資本</b>	<b>31,366</b>
ソフトウェア	30	<b>資本金</b>	<b>2,080</b>
リース資産	227	<b>資本剰余金</b>	<b>2,073</b>
その他	14	資本準備金	2,073
<b>投資その他の資産</b>	<b>12,638</b>	<b>利益剰余金</b>	<b>27,253</b>
投資有価証券	2,702	利益準備金	137
関係会社株式	3,830	その他利益剰余金	27,116
出資金	25	研究開発積立金	11,287
関係会社出資金	2,180	固定資産圧縮積立金	745
関係会社長期貸付金	4,955	別途積立金	10,000
破産更生債権等	3	繰越利益剰余金	5,082
長期前払費用	19	<b>自己株式</b>	<b>△41</b>
前払年金費用	689	<b>評価・換算差額等</b>	<b>810</b>
繰延税金資産	40	その他有価証券評価差額金	810
その他	232	<b>新株予約権</b>	<b>171</b>
貸倒引当金	△2,043	<b>純資産合計</b>	<b>32,349</b>
<b>資産合計</b>	<b>51,929</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>51,929</b>

## 損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売上高		34,263
売上原価		28,531
売上総利益		5,731
販売費及び一般管理費		5,501
営業利益		230
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	1,051	
受取賃貸料	16	
為替差益	228	
技術援助料	31	
補助金収入	135	
その他	58	1,522
営業外費用		
支払利息	20	
貸倒引当金繰入額	401	
支払手数料	2	
減価償却費	5	
その他	11	441
経常利益		1,310
特別利益		
固定資産売却益	11	
投資有価証券売却益	127	
子会社清算益	69	207
特別損失		
固定資産売却損	9	
固定資産除却損	24	
減損損失	47	
投資有価証券評価損	221	
抱合せ株式消滅差損	26	
その他	0	328
税引前当期純利益		1,189
法人税、住民税及び事業税	227	
法人税等調整額	25	253
当期純利益		935

# 株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 準 備 金	利 益 剰 余 金				利 益 剰 余 金 合 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計		そ の 他 利 益 剰 余 金				
						研 究 開 発 積 立 金	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
当期首残高	2,080	2,073	6	2,079	137	11,287	765	16,232	458	28,881
当期変動額										
固定資産圧縮積立金の取崩							△19		19	－
剰余金の配当									△512	△512
別途積立金の取崩								△6,232	6,232	－
当期純利益									935	935
自己株式の取得										
自己株式の消却			△2,057	△2,057						
利益剰余金から資本剰余金への振替			2,051	2,051					△2,051	△2,051
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	－	－	△6	△6	－	－	△19	△6,232	4,624	△1,627
当期末残高	2,080	2,073	－	2,073	137	11,287	745	10,000	5,082	27,253

	株 主 資 本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△1,383	31,657	356	356	156	32,170
当期変動額						
固定資産圧縮積立金の取崩		－				－
剰余金の配当		△512				△512
別途積立金の取崩		－				－
当期純利益		935				935
自己株式の取得	△715	△715				△715
自己株式の消却	2,057	－				－
利益剰余金から資本剰余金への振替		－				－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			454	454	15	469
当期変動額合計	1,342	△291	454	454	15	178
当期末残高	△41	31,366	810	810	171	32,349

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券  
償却原価法（定額法）によっております。
- ・関係会社株式及び関係会社出資金  
移動平均法による原価法によっております。
- ・その他有価証券  
時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しております。なお、組込デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品は、全体を時価評価し、評価差額を当事業年度の損益に計上しております。）によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

#### (2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

#### (3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品・製品・半製品・原材料・仕掛品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）によっております。

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）によっております。

#### (4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

無形固定資産（リース資産を除く）

- ・自社利用のソフトウェア  
社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ・その他の無形固定資産  
定額法によっております。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

## (5) 引当金の計上基準

### 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

### 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

### 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

また、過去勤務費用については、平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を発生年度より費用処理（費用の減額）しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

### 株主優待引当金

株主優待制度の利用に備えるため、当事業年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

## (6) ヘッジ会計の方法

### ① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約について振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

### ② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 …… 為替予約、通貨オプション及び金利スワップ

ヘッジ対象 …… 原材料等輸入による外貨建買入債務、外貨建予定取引及び借入金

### ③ ヘッジ方針

会社の社内規程に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

### ④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

## (7) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理方法は税抜方式を採用しております。

(表示方法の変更に関する注記)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度から適用し、個別注記表に(会計上の見積りに関する注記)を記載しております。

(会計上の見積りに関する注記)

#### 1. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 47百万円

(2) その他の情報

##### ① 算定方法

資産のグルーピングの方法、減損損失の認識に至った経緯、回収可能価額の算定方法については、損益計算書に関する注記の減損損失にて記載しております。

将来キャッシュ・フローについては、資産のグルーピングごとに、当社の予算作成の基礎となった将来見込に基づいて算定しております。

##### ② 主要な仮定

将来キャッシュ・フローの算定に用いた主要な仮定は、売上成長率及び売上原価率です。売上成長率については、過去の趨勢や今後の需要見込みに基づいて算定しております。売上原価率については、過去の趨勢や今後の原材料価格の推移の予想に基づいて算定しております。

当社は、将来キャッシュ・フローの見積りににおける新型コロナウイルス感染症拡大の影響及び収束時期を合理的に予測することは困難であるものの、2021年4月以降も一定期間にわたり本感染症の影響が続くものと考えております。

##### ③ 翌年度の計算書類にあたる影響

将来の損益の実績に応じて、減損損失の計上が必要となる可能性があります。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響の度合い及び期間は不確実であり、当社の業績に影響を与え、見積りと乖離する可能性があります。

#### 2. 貸倒引当金の計上

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金 2,059百万円

貸倒引当金繰入額 409百万円

(2) その他の情報

##### ① 算定方法

貸倒引当金の計上基準は、1. 重要な引当金の計上基準に係る事項 (5) 引当金の計上基準に記載のとおりです。債権の回収可能性に疑義のある場合には、相手先の財政状態及び将来の事業計画に基づき回収可能性を見積もっております。

Royal Dutch Printing Ink Factories Van Son B.V (以下、VSNL社) への関係会社長期貸付金1,307百万円及び、Van Son Holland Ink Corporation of America (以下、VSUS社) への関係会社長期貸付金720百万円については、VSNL社及びVSUS社の財政状態を基礎として、将来の事業計画に基づき回収可能性に与える影響を考慮して個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を貸倒引当金として計上しております。

② 主要な仮定

VSNL社及びVSUS社の事業計画に用いた主要な仮定は、売上成長率及び売上原価率です。売上成長率については、過去の趨勢や今後の需要見込みに基づいて算定しております。売上原価率については、過去の趨勢や今後の原材料価格の推移の予想に基づいて算定しております。

当社は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響及び収束時期を合理的に予測することは困難であるものの、2021年4月以降も一定期間にわたり本感染症の影響が続くものと考えております。

③ 翌年度の計算書類にあたる影響

相手先の将来の損益の実績に応じて、貸倒引当金の見積りと実績が乖離する可能性があります。

相手先における新型コロナウイルス感染症拡大の影響の度合い及び期間は不確実であり、相手先の業績に影響を及ぼす可能性があります。

3.関係会社株式及び関係会社出資金の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 3,830百万円

関係会社出資金 2,180百万円

(2) その他の情報

① 算定方法

実質価額が取得原価から著しく下落した関係会社株式及び関係会社出資金は、関係会社の将来の事業計画に基づき回復可能性等を勘案しますが、回復可能性がない場合には評価損を計上しております。

② 主要な仮定

関係会社の事業計画に用いた主要な仮定は、売上成長率及び売上原価率です。

売上成長率については、過去の趨勢や今後の需要見込みに基づいて算定しております。売上原価率については、過去の趨勢や今後の原材料価格の推移の予想に基づいて算定しております。

当社は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響及び収束時期を合理的に予測することは困難であるものの、2021年4月以降も一定期間にわたり本感染症の影響が続くものと考えております。

③ 翌年度の計算書類にあたる影響

関係会社の将来の事業計画の未達に伴い、財政状態が悪化し、実質価格が著しく下落した場合には、評価損の計上が必要になる可能性があります。

関係会社における新型コロナウイルス感染症拡大の影響の度合い及び期間は不確実であり、関係会社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(追加情報)

退職給付制度の改定

当社は2021年4月1日付で、退職給付制度の改定を実施いたしました。

これにより、過去勤務費用が△1,039百万円発生し、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を当事業年度より費用処理(費用の減額)しております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

(1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 29,720百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権 1,848百万円

短期金銭債務 30百万円

(4) 担保に供している資産

持分法を適用していない関連会社であるトオカインキ（バングラデシュ）株式会社の運転資本及びL/C開設の当座借入に対して、同社株式19百万円を担保に供しております。

## 3. 損益計算書に関する注記

(1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 関係会社との取引高

売上高 5,057百万円

仕入高 382百万円

営業費用 25百万円

営業取引以外の取引高 1,041百万円

(3) 減損損失

① 減損損失を認識した資産グループの概要

場 所	用 途	種 類	減損損失(百万円)
埼玉県入間郡三芳町	処分予定資産	建物	4
	処分予定資産	構築物	27
広島県広島市西区	売却予定資産	建物	14

② 資産のグルーピングの方法

当社は、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、管理会計上の区分である支店等を基本単位としております。また、本社等の全社資産を共用資産としており、処分予定資産及び遊休資産については、原則として個々の資産単位をグループとしております。

③ 減損損失の認識に至った経緯

処分予定資産は、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。一部の売却予定資産については、回収可能価額が帳簿価額を下回っているため、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

④ 回収可能価額の算定方法

回収可能価額の算出については、正味売却価額（固定資産税評価額等を合理的に調整して算出した額）と使用価値のいずれか高い金額を採用しております。

将来キャッシュ・フローが見込めない資産については、回収可能価額を零として評価しており、割引率を使用しておりません。

埼玉県入間郡三芳町の処分予定資産は当該資産を撤去する予定であることから、回収可能価額を零として評価しております。広島県広島市西区の処分予定資産は売却による処分のため、不動産鑑定評価額を基にした正味売却価額により評価しております。

⑤ 減損損失の金額

減損処理額47百万円は減損損失として特別損失に計上しており、資産の種類ごとの内訳は次のとおりです。

建物 19百万円  
構築物 27百万円

#### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末の 株式数
普通株式	1,550千株	1,000千株	2,500千株	50千株

※1. 普通株式の発行済株式数の増加は、自己株式の取得によるものであります。

※2. 普通株式の発行済株式数の減少は、自己株式の消却によるものであります。

## 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	176百万円
未払費用	24
未払事業税	12
減価償却費	100
子会社債権譲渡損	69
関係会社株式評価損	154
投資有価証券評価損	135
貸倒引当金	624
退職給付引当金	479
長期未払金	20
資産除去債務	32
その他	139
繰延税金資産小計	1,970
評価性引当額	1,057
繰延税金資産合計	913
繰延税金負債	
土地圧縮積立金	65
固定資産圧縮積立金	259
その他有価証券評価差額金	337
前払年金費用	209
その他	2
繰延税金負債合計	872
繰延税金資産の純額	40

## 6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権の所有 (被所有)の割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額	科目	期末 残高
子会社	Royal Dutch Printing Ink Factories Van Son B.V.	所有 直接100%	資金の貸付	資金の貸付 (注)	124	長期貸付金	1,547
				利息の受取 (注)	17	-	-
子会社	Van Son Holland Ink Corporation of America	所有 間接100%	資金の貸付	資金の貸付 (注)	-	長期貸付金	741
				利息の受取 (注)	21	-	-
子会社	浙江迪克東華精細化工有限公司	所有 直接100%	資金の貸付	資金の貸付 (注)	-	1年内回収予定の長期貸付金	75
						長期貸付金	2,028
				利息の受取 (注)	70	-	-
子会社	T&K TOKA U.S.A., INC.	所有 直接100%	資金の貸付	資金の貸付 (注)	610	1年内回収予定の長期貸付金	30
						長期貸付金	597
				利息の受取 (注)	12	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

- |                  |           |
|------------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額    | 1,429円76銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益金額 | 41円29銭    |

## 8. 企業結合に関する注記

### 連結子会社の吸収合併

当社は、2020年10月22日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社北陸印刷資材センターを吸収合併することを決議し、同日付で合併契約を締結し、2020年12月31日付で吸収合併いたしました。

#### (1) 取引の概要

##### ① 結合当事企業の名称及び事業の内容

結合当事企業の名称 株式会社北陸印刷資材センター

事業の内容 各種印刷用インキ及び機械材料資材の販売、断裁機用断裁刃の研磨、上記に付帯する一切の業務

##### ② 企業結合日（効力発生日）2020年12月31日

##### ③ 企業結合の法的形式

当社を存続会社、株式会社北陸印刷資材センターを消滅会社とする吸収合併

##### ④ 結合企業の名称

株式会社T&K TOKA

##### ⑤ その他取引の概要に関する事項

経営の一体化、効率化を図ることを目的としております。

#### (2) 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理いたしました。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2021年5月17日

株式会社 T & K TOKA  
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 吉田英志 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 原山精一 ㊞  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社 T & K TOKA の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 T & K TOKA 及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2021年5月17日

株式会社T & K TOKA

取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 吉田英志 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 原山精一 ㊞  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社T & K TOKAの2020年4月1日から2021年3月31日までの第79期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第79期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月18日

株式会社T & K TOKA 監査等委員会

監査等委員 木 田 卓 寿 ㊞  
監査等委員 大 高 健 司 ㊞  
監査等委員 野 口 郷 司 ㊞  
監査等委員 英 公 一 ㊞

(注) 1. 監査等委員 木田卓寿、大高健司、野口郷司及び英公一は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

